

給与支払報告書にかゝる給与所得者異動届出書
給特別徴収

◎退職や転勤などにより、町民税・県民税の特別徴収に異動が生じたときは、異動のあった月の翌月10日までにこの届出書に必要事項を記入の上、速やかに提出してください。

[illegible]